

準備預金制度に関する法律施行令第二条第四項第一号及び第四条第三号の規定に基づく金融庁長官及び財務大臣の指定する外貨預金等に係る債務及び外貨預金等に係る指定勘定の区別を定める件

昭和五十一年十一月十六日大蔵省告示九八号

最終改正 平成十二年十二月十九日金融庁・大蔵省告示第二号

一 準備預金制度に関する法律施行令(以下「令」という。)第二条第四項第一号に規定する外貨預金等に係る債務

イ 本邦にある指定金融機関(準備預金に関する法律(昭和三十二年法律第百三十五号)第二条第一項に規定する金融機関をいう。以下同じ。)の非居住者に係る債務(保証に係るものと除く。)であつて外国通貨で表示されるもの

ロ 本邦にある指定金融機関の居住者に係る預金であつて外国通貨で表示されるもの(外国為替資金特別会計法(昭和二十六年法律第五十六号)第五条第二項に基づくものを除く。)

二 令第四条第三号に規定する外貨預金等に係る指定勘定の区別

前号に掲げる債務の別(同号ロに掲げる債務にあつては、定期性預金(払戻しについて期限の定めがある預金で、その払戻期限が当該預金に係る契約を締結した日から起算して一月を経過した日以後に到来するもの及び定期積金をいう。)及びその他の預金の別とする。)